

報道関係者 各位

島原市職員の懲戒処分等の実施について

平成25年8月21日付で地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 総務部契約管財グループのメール文漏出の件

(1) 事案の概要

水道局が指名選定委員会の開催を依頼するため総務部契約管財グループへ庁内メールで2件の工事名と概算の設計額の入ったメールを送信した。そのメールを印刷したものを外部に漏出しないよう管理すべきであったが、紛失したもの。

また、この件の事情を説明していた際に第三者に自身のパソコンのパスワードを誤って漏出したもの。

(2) 被処分者及び処分内容

※次の者に対し「戒告」

総務部契約管財グループ 副参事 53歳(男)

(3) 処分年月日

平成25年8月21日

(4) 関係職員に対する処分

管理監督責任を問い、上司2人に対して文書による「訓告」を行った。

2 市長コメント

本市職員がこのような事態を引き起こし、市民の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後、再びこのような事態が発生しないよう、再発防止策を講じるとともに、全職員に対しまして、改めて文書管理と情報管理の徹底について、万全を期するよう指導してまいります。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画グループ

人事班 横田

電話：0957-63-1111（内線126）

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp